

職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 39 号

職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
(職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例 (昭和 26 年岩手県条例第 53 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人) 第 2 条 法第 29 条第 2 項に規定する条例で定める法人は、 <u>公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和 26 年法律第 99 号) 第 1 条に規定する公庫</u> その他人事委員会規則で定める法人とする。	(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人) 第 2 条 法第 29 条第 2 項に規定する条例で定める法人は、 <u>沖縄振興開発金融公庫</u> その他人事委員会規則で定める法人とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成 6 年岩手県条例第 57 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年次休暇) 第 13 条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)・(2) [略] (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和 27 年法律第 289 号) の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法 (昭和 40 年法律第 124 号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法 (昭和 45 年法律第 82 号) に規定する地方道路公社、 <u>公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和 47 年法律第 66 号) に規定する土地開発公社、公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和 26 年法律第 99 号) 第 1 条に規定する公庫</u> その他その業務が国	(年次休暇) 第 13 条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)・(2) [略] (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和 27 年法律第 289 号) の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法 (昭和 40 年法律第 124 号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法 (昭和 45 年法律第 82 号) に規定する地方道路公社、 <u>公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和 47 年法律第 66 号) に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫</u> その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連

若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他人事委員会規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

(4) [略]

2 [略]

を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他人事委員会規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

(4) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。